

令和4年度熊谷市結婚新生活支援事業に関するQ & A

○世帯及び期間に関すること

Q 1 対象となる世帯はどのような世帯ですか。

A 1 以下の全てに該当する世帯が対象となります。

- ①対象期間（令和4年1月1日から令和5年3月31日）に婚姻届を提出し、受理された
- ②婚姻届を受理された日において夫婦のいずれもが39歳以下である
- ③申請日において2年以上継続して居住する意思を持って市内に居住し、住民登録を有していること
- ④申請する日の属する年度の夫婦の合計所得金額が400万円未満である。（婚姻を機に離職し、申請時において無職の方がいる場合は、その方の所得は0円とみなす。貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を差し引いた額を所得とみなす。）
- ⑤夫婦とも市税の滞納がないこと
- ⑥生活保護法の規定による住宅扶助を受けていないこと
- ⑦夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度の補助金の交付を受けたことがないこと
- ⑧夫婦の双方又は一方が熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑨夫婦の双方又は一方が、本市で実施している熊谷市住宅リフォーム資金補助金の交付を受けていないこと。
- ⑩令和3年度に補助金を受給した世帯で、その受給額が上限30万円に達していないこと。

Q 1-2 令和4年度から前年度上限に達しなかった世帯も受給可能となったが、対象となる期間はいつですか。

A 1-2 令和3年度受給している方については、令和4年度実施分として、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの費用が対象となります。

Q 1-3 令和3年度受給実績のない世帯も受け付けてもらえますか。

A 1-3 令和3年度に申請をしていない場合は受け付けられません。令和3年度に補助決定された方が対象となります。新たに申請を希望する世帯は、令和4年度の対象要件に該当する世帯のみです。

例：令和3年11月結婚・・・令和3年度に申請し、25万円補助決定
令和4年度は対象要件に該当する費用のうち、上限5万円まで申請可能。

令和3年11月結婚・・・令和3年度には申請していない場合、令和4年度の対象にはならず、申請不可。

Q 1-4 令和3年度に申請して補助金を20万円受給していますが、令和4年度にリフォーム代の10万円を申請できますか。

A 1-4 できません。令和3年度に補助金を受給した方は、令和3年度の補助対象費目のみ、令和4年度も申請できます（リフォーム代は令和4年度から対象となりました）。

Q 2 再婚の場合は対象になりますか。

A 2 対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が過去にこの制度の補助金を受けたことがある場合は対象となりません。

Q 3 外国人も対象になりますか。

A 3 対象となります。ただし、在留資格によっては対象とならない場合がありますので詳しくはお問合せください。

Q 4 生活保護受給世帯も対象になりますか。

A 4 対象となります。ただし、生活保護による住宅扶助を受けている場合は対象となりません。本補助金の対象となる費用（住宅取得費、住宅賃借費及び引越費用）について、生活保護による生活扶助、その他の扶助を受給している場合も、その部分については対象外となります。

○所得に関すること

Q 5 夫婦の合計所得金額が400万円とありますが、年収の目安はどれくらいですか。

A 5 年収に換算すると540万円が目安となります。

Q 6 所得の確認はどのようにすればよいですか。

A 6 市県民税の納税通知書や納付書で確認できます。それらが無い場合は、所得証明書を取得して御確認ください。また、所得が給与のみの場合は源泉徴収票でも確認できます。源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を参照してください。

Q 7 転職した場合の所得はどのように計算しますか。

A 7 直近の所得証明書（令和4年度の所得証明書）と転職後の所得が異なる場合であっても、直近の所得証明書により所得を算出します。婚姻を機に離職し、申請時に再就職している場合も同様となります。

Q 8 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつですか。

A 8 所得証明書の期間と同一となります。令和4年度の所得証明書（令和3年分合計所得）を提出する場合は、令和3年の返済額が控除対象となります。

Q 9 令和3年度の夫婦合計所得金額が400万円を超えていますが、結婚を機に離職した場合は対象になりますか。

A 9 申請日現在に無職である場合は「所得無し（0円）」として所得を算出します。ただし、出産による育児休業などは離職には当てはまりません。

○費用に関すること

Q10 対象となる費用は何ですか。

A10 以下のもので、支払済の費用が対象となります。(夫婦のどちらかが契約者の場合に限る。)

①住居費

- ・住宅の取得費(土地代は除く)
- ・住宅の賃料(勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除いた額)、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
- ・住宅のリフォーム費用(倉庫、車庫にかかる工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く)

②引越費用(引越業者又は運送業者に支払った費用)

Q11 対象となる費用の支払期間はいつですか。

A11 令和4年1月1日から令和5年3月31日の間に支払済の費用が対象です。

Q12 同居を予定して賃借した住宅に、夫婦の一方が婚姻前から居住していた場合や夫婦の一方が以前から居住していた住宅に、婚姻を機に同居を開始する場合は対象になりますか。

A12 いずれの場合も対象となります。ただし、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、また婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限ります。

一方、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。

Q13 婚姻届提出前から同居している場合、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降ですか。

A13 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。

Q14 住宅の契約日が対象期間(令和4年1月1日～令和5年3月31日)よりも前ですが、申請できますか。

A14 契約日が対象期間より前であっても申請可能です。ただし、補助対象となるのは対象期間内に支払済の費用となるため、対象期間よりも前に支払済の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料は補助対象となりませんので御注意ください。

Q15 住宅の取得費用について、住宅ローンの返済は対象になりますか。

A15 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに返済した費用であれば対象となります。

Q 1 6 住居のリフォームについて対象となる費用はそのようなものですか。

A 1 6 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用とします。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置に係る費用については対象外となります。

Q 1 6-2 夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。

A 1 6-2 夫婦が所有者である必要はありません。ただし、夫婦の双方又は一方の住民票の住所がその住宅の住所になっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を払っていることが必要です。

Q 1 6-3 賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。

A 1 6-3 対象となります。ただし、賃貸借契約により、本体貸主が負担すべき修繕費用は対象外です。

Q 1 6-4 住宅取得、住宅リフォームの補助について、国や市の住宅に係る補助制度との併用はできますか。

A 1 6-4 国の補助制度との併用はできません。（国のすまいる給付金、住まいの復興補助金、外構部の木質化対策支援事業を除く。）市の補助制度のうち、熊谷市住宅リフォーム支援補助金との併用もできません。

Q 1 7 引越費用について、対象となる費用は何ですか。

A 1 7 引越業者や運送業者に支払った費用のうち、引越運送費用や荷造り等のサービス費用が対象となります。不用品の処分費用や物品の購入費用、レンタカー費用は対象になりません。また、個人で引越をした場合の費用や知人への謝礼は対象になりません。

Q 1 8 住宅を取得した場合、土地購入費は対象になりますか。

A 1 8 土地購入費は対象になりません。

○提出書類に関すること

Q19 申請に必要な書類は何ですか。

A19 申請書類は以下のとおりです。申請される方の状況に応じて必要な書類が異なりますので、不明な点は事前に企画課までお問合せください。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書（本籍地が熊谷市でない人に限る。）
- (2) 夫婦双方の所得証明書又は非課税証明書（令和3年1月1日又は令和4年1月1日に本市に住民登録を有していない人に限る。）
- (3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
- (4) 離職したことが確認できる書類
- (5) 住宅の売買契約書及び領収書その他当該住宅の取得に係る費用についての支払が確認できる書類
- (6) 住宅の賃貸借契約書並びに賃料、共益費及び仲介手数料に係る領収書その他当該住宅の賃借に係る費用についての支払が確認できる書類
- (7) リフォームの契約書並びに住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用について支払が確認できる書類
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (9) 引越費用に係る領収書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

Q20 支払済費用の証明には何が必要ですか。

A20 領収書又は領収書の取得が困難な場合には、通帳の該当ページの写しや銀行の振込明細の写しを提出してください。詳しくはお問合せ下さい。

Q21 離職したことの証明には何が必要ですか。

A21 離職票又は雇用保険受給資格者証の写しを提出してください。

Q22 貸与型奨学金を返済している場合、返済額の証明には何が必要ですか。

A22 奨学金返還証明書の写しを提出してください。同証明書の提出が困難な場合には、通帳等により返済額を確認しますので、通帳の該当ページの写しを提出してください。

○申請に関すること

Q 2 3 申請から交付まではどのような流れですか。

A 2 3 企画課へ申請書類を提出後、審査の結果、補助金の交付が決まりましたら「結婚新生活支援補助金交付決定通知書」を申請者あてに送付します。請求書を同封しますので、記名及び口座情報を記入の上、企画課へ提出してください。

※振込先口座の名義が請求者と異なる場合、本人が手書きするか、又は記名・押印してください。

Q 2 4 申請期間はいつですか。

A 2 4 令和4年4月1日から令和5年3月31日（書類必着）までに企画課へ提出してください。期間内であっても予算に達した場合、受付を終了する場合があります。申請を予定されている方は事前に企画課まで御相談ください。